

第4回中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会
平成14年11月29日(金)

定刻となりましたので、ただいまから第4回中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

肥田野委員と磯部委員からは少しおくれられるというご連絡をいただいております。また、小幡委員、片山委員、川口委員、久米委員におかれましては、本日はご欠席でございます。

では、議題に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。議事次第、1枚紙、委員名簿1枚ございまして、資料4-1といたしまして「ご意見募集方法の概要」というもの、4-2としまして「ご意見募集結果(集計概要)」、大変申しわけございませんが、資料4-3が右肩に番号を振り忘れておりまして、横表になったもので「ご意見募集結果の整理及びその対応方針」と書いてありますのが資料4-3でございますので、ご記入のほどお願いいたします。資料4-4「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方(案)」ということで、報告書の本文と後のほうに参考資料に相当するものまで一緒にとじておりますので厚くなっておりますけれども、それが資料4-4ということでお出ししております。あと、参考資料ということで「長期計画を巡る最近の動きについて」というものをお出ししております。何か不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、この後の議事進行を座長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

では、事務局からもお話がございましたけれども、きょうは年末も近くて大変お忙しいところ、遠方からも含めてお集まりいただきましてありがとうございました。

この検討会もいよいよ最終段階に参りまして、今まで賜りました非常に貴重な意見を盛り込みながら、一応取りまとめいただいているところでございます。そこで、本日はまず、本題に入ります前に、前回の検討会以降、国の長期計画をめくりまして、いろんな動きがあるわけがございます。これは新聞等で皆様もご承知かと思えますけれども、今回の我々の検討結果はその一角をなすこととなりますので、これにつきまして、事務局からご説明をまずお願いしたいと思います。その後で本題に入ってまいります。

私から参考資料、先ほど最後にご説明しましたものを用いましてご説明させていただきます。

「長期計画を巡る最近の動きについて」をめくっていただきますと色刷りのものが出てまいりまして、右肩の上を書いてございますが、いずれも経済財政諮問会議に私どもの扇国土交通大臣または農林水産大臣が説明した資料、日付を入れておりますけれども、それを用いてのご説明とさせていただきます。

まず、8月29日でございますけれども、「新たな公共事業関係計画への改革」というものが扇大臣から経済財政諮問会議で表明させていただきました。既存の計画、現在ある5カ年計画というものを1本にして、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」という大きな横ぐしを通しまして、その中にアウトカム目標を掲げ、国民の皆様に見やすい形で示していこうというようなことを提案いたしました。ちょっと見にくうございますけれども、横ぐしを刺すとともに、従来の各事業分野別というようなものも、ある程度、示したいというのが下のほうに書いてあります。さらに、参考として書いてありますのは、全国の計画だけではなくて、ブロック的な計画もつくっていこうというような構想として、8月に発表させていただいたわけでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。今度は11月8日に、より具体的な形でお示したものが2枚目、3枚目についてございます。新たな長期計画のあり方ということで、計画策定の重点を事業費から成果へ、アウトカム目標でわかりやすく表示する。2番目、重点化・集中化というようなものを徹底していきたい。3番目、事業間の連携のさらなる強化。4番目、公共事業改革の取り組みと強化というようなところ、あと、国と地方の連携のもと国民に開かれた計画策定プロセスを実現していきたいということで、一本化ということでございまして、具体的にはということで、次の3ページでございまして、平成14年度、15年度を期限とする9本の長期計画を一本化ということでございます。事業費総額を計画内容とはしない、2番目といたしまして、一本化する長期計画の法的根拠として、社会資本整備重点化計画法、仮称でございまして、そういう新しい法律を定めるのだということでございます。そのために、海岸では緊急措置法というのを持ってございませんでしたけれども、緊急措置法等があるものは原則廃止する。ただし、道路と交通安全でございまして、特定財源等の関係もあるということで、例外もあるという中でございまして、原則廃止という形で計画を一本化するということでございます。

こういう形で、まだ重点化計画法等も、私ども内部で検討している、まだまだ、たたき台の段階で、具体的な形になっておりませんが、今そういう検討をさせていただいている状況でございます。

今、国土交通大臣という形で表明してまいりまして、皆様ご存じのように、海岸事業につきましては、農林水産省所管の事業もございまして、それとの取り扱いにつきましては、4ページでございまして、この辺につきましては、防災漁村課長からお願いいたします。

水産庁でございまして、農林水産省の公共事業計画の位置づけと考え方について簡単にご説明させていただきます。現在、農林水産省には施策の手段の下に書いてありますように、5つの公共事業の長期計画がございまして、海岸事業と治山の事業につきましては、国土交通省と密接な連携をとりながらやっている事業でございまして、ほかに土地改良、それから森林整備、漁港漁場整備という計画がございまして、

農林水産省の公共事業の特徴と申しますのは、基本的には、農林水産省の政策が食糧の安定供給、それから農村漁村、または農林漁業の多面的機能の発揮というものを目的にしているということでございまして、まず成果としまして考えているものが右にございまして、「いのち」「循環」「共生」といったものをテーマにしているということ。それから、それぞれ農業は食糧・農業・農村基本法、森林にしましては森林・林業基本法、水産にしましては水産基本法という基本法がございまして、基本法に基づいて、ソフトとハードを一体的に密接な連携のもとで実施をしていくという特徴を持っているということがございまして、そういう政策上の特徴から、農林水産省といたしましては、公共事業はいずれもそういう基本的な政策のもとで実施するべきであるということで、それぞれの基本法のもとで今後とも実施をしまいたいという考え方をとっているところでございます。

ただ、海岸につきましては、従来から海岸法という国土交通省と共管の法律に基づいてやってきておりますので、海岸事業にしましては、これまでどおり、国土交通省の計画の中と一緒の計画の中で実施をしていくという考え方を持ったということでございます。

ただ、農業、林業、水産それぞれ国土交通省の計画とは別々の計画をつくるということでございまして、今後は、計画や施策、地域レベルでの連携というものを密接に強化していきま

て、より効率的な公共投資の実現を目指していきたいと考えているということでございます。

以上でございます。

どうもありがとうございました。

今の説明に対しましてご質問ございましたら、どうぞ。これは政府全体の方針ですから、全体の動き等についてお答えできない問題もあるかと思えます。どうぞ。

農村漁村の多面的機能ということも含めまして、背後地にあるそういった農村、漁村と海岸が具体的には海岸事業とどういふふうに関連していくというようなビジョンを今のところはお考えでしょうか。多分、背後地としてどういふふうにあるべきかということとか、多面的機能の中で、前面に海岸を持つ、特に漁村の場合には密接に関連していただきたいと思うのですけれども、何かご議論がありましたら、教えてください。

今、漁村の話がありましたけれども、水産庁の海岸といいましても、水産庁が所管しておりますのは漁港の区域に関する海岸でございます。漁村といいましても、漁業が行われていまして、水産庁が管理していない海岸もあるわけでございます。漁港の区域の中にある海岸につきましても、基本的には漁港の計画と一体的な考え方の中で管理がされていくべきだろうということで、その背後地の利用も漁港の利用と整合性をとりながら一体的に進めていくという形になります。

また、農地は農地で同じような考え方で、背後の農地という性格の中で、その特色が発揮されるような形で管理が行われているということになると思えます。

あと、漁村であっても、国土交通省の所管されている海岸の場合もあります。それは、例えば港湾でしたら港湾の利用との関係において一体的に考えられていくものだと考えております。ありがとうございました。

長期計画の一本化というか、こういうことは、私は以前も話をしたと思うのですけれども、広域管理という意味では非常に効果、あるいはわかりやすく、例えば今、話がありましたように、農地だ、あるいは公共物だという区分ではなくて、背後地全体を守っていくという意味では、あるいは治山治水とも含めて、これは、私はうまくいくと効果が非常に出てくるというのと、もう一つは国民にもわかりやすいと思えます。

これは行政全体の構造改革の関係で、効果を期待しているのだらうと思えますけれども。

期待したいと思えます。

そういう意味では期待できる。期待をいたしております。

あとは企画力というか、計画力になると思えます。

実施の段階でいろいろ問題があるでしょうね。

それでは、きょうは本題もいろいろございますので、そこで、次の問題に入っていきたいと思えます。次は、ご意見募集方法の概要及び募集結果ということで、これはホームページでパブリックコメントをいたしました。その結果が集まってきたので、その整理ということでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

パブリックコメントにつきましては、前回の第3回のご議論を加えまして、8月の末から9月の末、約1カ月間でございますが、実施させていただいております。きょう、ご報告させていただきますのは事後報告という形になりますが、どういふような形で実施させていただいたのか、まずご報告させていただきたいと思えます。

第3回のご議論の中で1点、修正を加えた上でパブリックコメントをかけた点がございまして、その点をご説明させていただきますが、先ほどのお手元の資料4-4の22ページをお開きいただきたいと思っております。本文の4-4でございまして、22ページに「政策目標の体系(その1)」というものがあろうかと思っております。これにつきましては、防災アウトカムの使用につきまして、前回、第3回の際につきまして、将来長期目標というところで、ゼロをつけていたというものでございまして、ハード、ソフトの組み合わせ等を考えますと、必ずしもゼロと考えることはできないのではないかというご意見等を踏まえまして、将来的な目標、またおおむね解消することを目指すというような定性的な表現に変えてパブリックコメントを付けさせていただきますところでございます。それが1点でございます。

それから、実際にパブリックコメントの実施に関しましては、お手元の資料4-1でございますが、「ご意見募集方法の概要」というものがございまして、こちらのほうで説明をさせていただきますと考えています。こちらにつきましても、パブリックコメントの実施の方法につきまして、第3回の委員会の中で幾つかの点をご指摘、ご指導いただいております、それを反映した形で対応させていただいております。

まず1点は、砂浜のアウトカム指標、環境を代表としたアウトカム指標を砂浜に絞ったということについて、ご議論があったところでございますが、これにつきましては、いろいろアウトカム指標の限界性等がございまして、こうなりましたとご説明させていただきました。また、委員会の検討している範囲内も含めてこういう形ですという説明をさせていただきました。これにつきましては、パブリックコメントの中で、この検討会が取り扱っている範囲というものを明確にして、パブリックコメントをかけるべきであるというご意見がございまして、資料4-1、横長の紙の一番上でございますが、この検討会が取り扱っている範囲というものを、こういう資料をつくりまして、パブリックコメントの中に入れていただいております。

それから、2点目、パブリックコメントについてご意見が出やすいように、階層的につくってくださいというご意見がございまして、ここに階層を少しお示ししてございます。進め方の案、それから具体的な資料、最後に本文が見られるような形でつくってございます。また、本文を直接お読みしたいというご希望の方については、直接本文のほうにアクセスできるような工夫もさせていただいて、パブリックコメントを付けさせていただきますところでございます。

それから、今までの議論の経緯がわかるような資料の作り方、またリンクの張り方等を考えていただきたいというご意見がございまして、このページの一番下でございまして、主な論点と各委員会・検討会の中での議事録の該当部分につきましてリンクを張りまして、これについてもどういった議論が具体的にあったのかということがわかるような形で資料をつくらせていただきまして、パブリックコメントを付けさせていただきますところでございます。

それから、パブリックコメントでございますが、国土交通省、農水省のホームページに掲載させていただきました。また、行政、それから、いろいろとご活動されているNPOの方にもご協力いただきまして、できるだけ多くの方に周知をしていただくようお願い申し上げます。その結果が資料4-2でございますが、最終的には、94名の方からご意見をいただいております。年齢構成、職業構成等でございます。行政関係の方、学校の学識関係の方、それから民間の方とそれぞれお願いを申し上げますので、職業構成のところにつきましても、あるところに偏らずにわりとバランスがとれた形でご意見はいただけたのかなと考えています。

それから、次のページでございます。2ページ目でございますが、ご意見の内容でござい

すが、これにつきましては、事務局でこういう形で仕分けをさせていただいてございます。表現そのものが、説明が不足しています。例えば片仮名とか、アルファベット、PFIって何だということもございますので、そういうものについては、ちゃんと解説をしたほうがいいのではないかとというようなご意見が20いただいております。

それから、報告書の中でいろいろご議論いただいた形で中間取りまとめを行いました報告書に対して、異なる方向のご意見を16いただいております。

それから、国と地方の関係等、この検討会の中でご議論に上がりましたご意見につきまして47いただいているところでございます。

それから、報告書に同じような記述をさせていただいているものにつきまして、内容的には合っているというものでございますが、このうち複数の方からいただいているご関心はその分高いのかなと思われるものについては、切り分けをしまして整理しました。66いただいております。

それから、報告書に同種の記述がある単独のご意見でございますが、32いただいております。

それから、具体的な工法とか、制度のご提案をいただいている方が4つございました。

それから、他の法令に対するご意見、先ほど冒頭でこの検討会の扱う範囲ということにつきましては、前回、海岸法の扱う範囲というようなご説明をさせていただいたところでございますが、それ以外の法令に関するご意見については2ついただいているところでございます。

それから、ご意見を報告書の構成別に分けましたのが下でございます。第3章が具体的なアウトカムのそれぞれの個票に対してのご意見、第4章が留意事項に関するご意見ということでございまして、この2つがかなり多くのご意見をいただいているところでございます。

概要につきましては以上でございます。

どうもありがとうございました。今の説明に対しましてご質問等ございましたら、どうぞ。

これは、こういった種類のパブリックコメントで寄せられた意見の数というのは多いほうですか、少ないほうですか。

これはなかなか数がどのくらいが多いとかという形にはならないのですが、別途傾向的に説明させていただいています治水のほうは200ちょっとあったかと思えます。それに比べると少ないは少なうございますけれども、100近くという形で、また、先ほどの意見の内容につきましても、バランスよく、また全国各地からいただいておりますので、ご意見はそれなりのご意見をいただいているのではないかと考えています。

パブリックコメントについて、いろいろな方法のご提案をしています。それを受けて随分改良させていただいて、ありがとうございました。最初に思っていたよりかは随分わかりやすくなったし、用語解説もあって、あと、階層化とかご努力いただいてよかったと思えます。

あと、対応についても細かく整理していただいて、ここの資料の範囲では非常に誠実な対応ということなのですけれども、これは、今後いただいた意見に対するの応答というのは、この委員会の資料として出すとか、どういう形で、出した人がどういうふうにそれが消化されたのかがわかるようになるのでしょうか。

パブリックコメントをかけるときに、個々のご意見に対して個々にお答えすることはございませんというお断りはさせていただいております。ただ、この検討会の中でご意見をいただいたものをちゃんと各委員の方々に見ていただいて、反映させていただくと考えています。また、

本日、お配りしました個票、これはすべてのものではなくて、時間の関係で、報告書と同じ方向性のものについては割愛させていただいていますけれども、それ以外のご意見については、こういう形で委員会に提出させていただきましたので、これは委員会の資料として、また公表されるということでございます。

どなたがどういう形でという属性のところについては、これは触れてございません。また、後ほどご説明させていただきますが、94名の方の中で、お1人で幾つものいろいろな視点のご意見がございますので、それはちょっと編集のかげん、報告書の目次に合わせて分解してございますので、個人、属性とはちょっと違う形、関連はつけませんが、こういう形で個々のご意見については、特にこの場でご説明したご意見については公表させていただいて、その資料を見ていただければどういう扱いになっているかということがわかるようにさせていただきたいと考えてございます。

ありがとうございます。結局、事業に対してコメントしてくださる方への対応の一つ一つで、またそういう方たちが継続的に見てくれたりとか、関心を持ってくれたりということがありますし、特に研究者の中で、今回ほんとうに長い時間を使ってコメントを出してくださった先生方も何人かおられますので、ぜひこういった、多分一般の人が思う以上に誠実には対応していると思うので、一般にはなしのつづてとか言われていたのですけれども、そういったものもどんだん国の姿勢として出していただければと思います。

その観点もございまして、時間の制約もあるのですけれども、できるだけ個別のご意見のご説明を、この後は時間をかけさせていただいて説明させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

それでは、次の問題に移りたいと存じます。次は、いよいよ本命に入るわけですが、「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方の報告(案)」につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

それでは、先ほど概略ご説明申し上げましたパブリックコメントの個々のご意見を反映するといいますが、勘案しながら、どのような形で報告書に生かしているかということをご説明させていただきたいと思っております。使用させていただきます資料につきましては、4-3と4-4を見比べる形になって申しわけございませんが、これで説明をさせていただきたいと考えています。

資料4-3を1枚めくっていただきまして、1ページ目の一番上でございます。先ほど少しご説明させていただきましたけれども、意見の仕分けの中で、報告書の案に同じような趣旨の記述をさせていただいているもの、ご賛同いただいていると我々は考えたものでございますが、これにつきましては、時間の関係上、この部分から割愛させていただいて、それ以外の部分につきましてご説明をさせていただきたいと考えています。

割愛させていただいた以外のものにつきまして、通し番号をつけてございます。いただいた意見をそういう形で分けまして、さらに報告書文との照らし合わせということでございまして、目次の構成に合わせて編集をし直している。それで通し番号を落とさせていただいているというところでございます。

それから、同じような箇所と同じようなご意見につきましては、例えば2ページ目を開いていただきますと、10、11、12というのが一つのくくりで、右側は一つの欄になってござ

いますが、同種のご意見につきましては、そういう形で少しグルーピングをさせていただいて、対応方針をまとめさせていただいているところでございます。

これからは個々に、順番に、事務局としていただいたご意見をどのような形で考えたかというあたりをご説明させていただきたいと思っております。少し時間がかかりますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、「はじめに」の1番でございます。これは1ページ目のところでございまして、これは書き方の順番が少し時系列的に並べたほうがいいというご意見でございまして、このとおり、表現文につきましては変更させていただいております。先ほど4 - 4の1ページ目につきましては、下線部のところがそういう形で順番を変えたところでございます。

それから、次の2番のご意見でございます。これにつきましては、2ページ目の3のところでございます。「中期計画の策定にあたり配慮すべき事項」に該当するものでございます。まず枠を広げて考えてはいかかかということございまして、この検討委員会につきましては、3ページ目の一番下のところでございますけれども、前回ご説明申し上げましたが、枠組みと方向性をご検討いただくということをお願いしてございます。当然枠組みを広げるものについてもご検討いただいた上で反映していると考えています。また、計画期間におきまして、状況も変わりましたら適宜見直すということも考えてございますので、こういうものにつきましても、そういうふうなことがありましたら必要に応じて対応させていただきたいと考えてございまして、ご意見については、取り入れさせていただきたいと考えてございます。

それから、3番と4番でございます。このご意見につきましては、委員会の取り扱い範囲に関して、また、どうなのか。個々の海岸についてどのように意見を吸い上げていただくのかというご意見でございます。先ほど申し上げましたけれども、本検討会につきましては、枠組みの検討を目的としてございます。個々の海岸につきましては、この報告書を一つの枠組みにしまして、個別に地域の皆さんとつくっていくというようなことを記載させていただいているところでございます。

また、3ページ目の(4)のところでございますけれども、各段階におきまして、地域の皆さんとの連携の中で説明責任を果たしていくということも記載させていただいております。取り組んでいくことをそこに書かせていただいていると考えているところでございます。

次に、5番のご意見でございます。わかりやすい表現で公表していただきたいというご意見でございます。先ほどご指摘いただきましたように、パブリックコメント等でいろいろ工夫はさせていただいております。また、まだ足りないところがあるかと思っておりますので、最終的な報告書等につきましても、さらに工夫を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

それから、6番のご意見でございます。これはアウトカムというのがどのようなものであるか、わかりにくいのではないかとということがございまして、2ページの下のほうに脚注を追加させていただきまして、アウトカムのご説明を加えさせていただきました。

それから、7番のご意見でございます。これは4の本報告書の構成に分類させていただきませんが、3の配慮すべき事項の内容でございますので、分類を間違えてございまして、内容につきましては、地方が主体的に参加するために、財源的な方向を明示する必要があるかというようなご意見でございますが、3ページ目の(2)のところ、国と地方が相互に云々の国と地方の役割の中での地方が主体的な役割を果たすということにつきましては、後ほど見ていただきますけれども、政策目標の実現に対しての役割分担ということございまして、必ずしも

財源の手当てを示すものではないと考えてございます。

それから、8番と9番でございます。これは第1章でございますので、4ページになります。海岸侵食の現状の認識について、特に人為的な要因が抜けているのではないかというご意見をいただいているところでございます。同様なご意見については、37、38、40番も同じような意見、後ほど侵食のところ、具体的なアウトカムのところ、それから総合的な土砂対策のところもでございますので、同じようなご意見が出されているところでございます。これにつきましては、記述の中に、4ページ目の中段から下、「このような中で」というパラグラフがございますけれども、土砂の不均衡のさまざまな要因によりまして、海岸侵食が進んでいますということございまして、人為的なことを含めて海岸侵食の原因については認識をさせていただいているところでございます。

それから、具体的な対策につきましては、後ほどまたご説明させていただきますが、アウトカムの中で侵食のアウトカム、それから後ほどの留意事項のほうで総合的な土砂管理対策の推進というような項目をつけさせていただきまして、そこで具体的なものについては記述をさせていただいているところでございます。

済みません。今、資料を見ていましたら、大変申しわけございません、9番の意見のようところが途中で終わっております。データをやりとりして、印刷をかけるときに飛んでおります。至急やり直しをしております。彼は事前の資料を見ながら説明していますので、きょうの資料は見えていませんので、私から指示をします。そこは至急持ってくるように手配しています。大変申しわけございません。飛び飛びになるかもしれませんが、皆様のお手元にある範囲でご説明させていただこうと思います。

9番のご意見につきましては、海岸侵食だけを強調して、埋め立て等による海岸が脅かされているような明白な事実を隠しているのではないかというような文面がございます。今説明を始めたところでございますが、埋め立ての分に対してのご意見も幾つかいただいております。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、本検討会の対象の範囲はパブリックコメントの整理のときに海岸法を対象にしているということございまして、埋め立てそのものにつきましては、海岸法の対象外になっているものですから、この検討会の中では扱えない問題ではございますが、一応こういうようなご意見をいただいたということにつきましては、関連する部局へ情報を提供させていただくということに対応させていただきたいと考えていますので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、10番でございます。10番、11番、12番が、これも同じように少し抜けてございますが、10番と同じ趣旨のご意見という整理をさせていただいているところでございます。これは先ほど侵食に関します現状認識のご意見でございまして、この分につきましては、海岸の環境に関する現状認識へのご意見でございます。4ページ目の下に該当する部分がございますが、同じように人為的な要因によって海岸環境の変化に対しての現状認識がどうなっているのかというご意見でございます。これについては、4ページ目の下でございますけれども、沿岸部の開発に伴う自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に加え、海岸の汚損や海浜への車の乗り入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく豊かな海岸環境が損なわれているというような現状認識は、人為的なものを含めて現状認識をまずさせていただいているところでございます。

また、これらの問題に対する基本姿勢でございますけれども、これは5ページの基本理念の

ところでございますが、海岸の防護、環境、利用が調和するよう総合的に海岸の保全を推進することとするという表現で、いろいろな問題につきまして、偏らずに対応させていただくという形で臨んでいきたいと思っております。

以上が第1章に関するご意見でございます。

次に、第2章2.1の基本理念に関するご意見をいただいておりますが、これも13番から24番まで幾つかご意見をいただいておりますが、いずれも防護、環境、利用の優先順位みたいなのはどういうふうにかんがえるのかというような共通のご意見であると考えております。これにつきましては、先ほどの前のご意見と同じ答えになりますけれども、総合的に3つの防護、利用、環境が調和するよう総合的に海岸の保全を推進していくということを基本方針として取り組んでいくということでございます。

個々の海岸においてはどのようにバランスをとるかにつきましては、これも同じ5ページの2.1の一番下でございますが、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すという中で、地域特性に応じてそのバランスをかんがえていくと考えているところでございます。

次に、25番に飛ばさせていただきたいと思っております。これは2.2の海岸保全に関する国と地方の役割というご意見でございます。25番から29番まで、これも同じように国と地方の関係、役割分担をどのようにかんがえているのか、それぞれご意見をいただいたところでございますが、本検討会におきまして、国と地方の役割分担についてはかなりご議論がありました。その結果を踏まえまして、まず、基本的には海岸法改正に地方分権の動きも踏まえまして、国と地方の役割分担を明確化させていただいて、それをベースに3.2、ページ数で申しますと7ページでございますけれども、具体的に各政策目標を3段階に分けまして、それぞれの段階に応じて国と地方のアウトカムの内容によりまして、それに応じて国と地方の役割分担というものを分類させていただいて、色分けをした一覧表でございますけれども、そちらのほうにも反映させていただいているところでございます。これにつきましても、ご意見は検討会の議論を踏まえて反映させていただいていると考えているところでございます。

次に、30番に飛ばさせていただきたいと思っております。ページ数でいきますと3.1の6ページになります。このご意見につきましては、アウトカムの設定、表現の仕方として受け身を使っていますというご意見でございました。これまで検討会の中でもご説明したことがございますが、今回、アウトカムの表現の整理としまして、主役といいますか、主語は国民です。国民がどのようなサービスを受けるのかという観点から整理をしていきますし、また、表現もしていきたいと考えてございます。当然サービスを受ける国民と、国民が主語になりますので、表現としましては、受け身になっているという形になります。このような整理をさせていただいているところでございます。

次に、31番のご意見でございます。これにつきましては、7ページ目の(2)に該当するご意見でございますが、アウトカム指標を定量的な設定を今回させていただいたわけですが、このアウトカムの指標の設定が恣意的になっているのではないかとご意見であったかと思っております。恣意的に目標を設定するために、定量的なものを扱ったというのが本意ではございませんで、(2)のところでございますけれども、達成状況がわかりやすいようにということが趣旨で、定量的なものを取り入れさせていただいたところでございます。また、具体的な数字の設定につきましては、一番下の7ページの欄外にもございます。先ほどのように枠組みと方向性を検討会の中で持っていただきまして、その後、行政の責任としましては、予

算等も関連ございますので、数字は行政で入れさせていただくという説明を前回の検討会の中でご了解いただいているところがございます。ただ、恣意的にならないように、これも各段階におきまして、説明責任、透明性を図るということは先ほどの部分で述べさせていただいておりますので、こういう点につきましても、配慮しながら進めさせていただきたいと考えているところがございます。

それから、32番のご意見でございます。これにつきましては、同じく7ページの先ほどの(2)の下の部分、後半の部分に該当するところがございますが、長期的目標と中期的目標の関係についてのご意見でございました。ちょっと先ほどの22ページの一覧表を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、長期的な政策目標そのものにつきましては、大きな大項目、それから小項目と書いてあるところに抽象的に表現させていただいているつもりでございます。また、具体的な数字の目標につきましては、先ほど第3回の委員会でのご議論もお話し申し上げましたけれども、ご議論を踏まえまして、政策目標 につきましては、将来的な目標という形でこのような訂正的な表現にさせていただいております。

また、環境に関する目標値、政策目標の2の23ページでございますが、これにつきましては、特に将来的な目標というものを示さないという形で整理をさせていただいているところがございます。また、長期的な目標と中期的な目標の関連につきましては以上のような整理をさせていただいたところがございます。

それから、33番のご意見でございます。政策目標 の中に海岸侵食を挙げるべきだというようにご意見でございます。これにつきましては、6ページ、政策目標 のところでございますが、「侵食」という言葉を追加させていただいているところがございます。

以上が3.1の政策目標の体系に関しますご意見の対応をご説明させていただきました。

次に、3.2の各政策目標におきましていただいたご意見でございます。まず、(1)に關します34番、35番のご意見でございますが、これは土地利用とか、都市計画というような課題でございました。これについては後ほど、77番と同じ問題でございますので、そちらのほうで整理をさせていただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

36番は(2)の部分でございます。10ページでございます。対象になっている方が住民だけという形で、どうも海岸を利用されている方についても、当然そういう情報開示の対象になっていきますというご意見でございます。これにつきましては、6ページ、10ページ、11ページ、22ページという該当するところがございますので、ここは住民だけではなくて、海岸利用者という部分を追加させていただいているところがございます。

それから、37番、38番につきましては、侵食に対する課題でございます。これは先ほど冒頭のほうで8番と9番でも申し上げましたけれども、同じ観点でのご意見でございます。同じように認識させていただいていますし、対応につきましても、33番のところでも総合的な対応、それから留意事項のほうでも総合的な対応ということを含めて的確に対応するという形で取り組みさせていただいているところがございます。

それから、39番につきましては、これも先ほどと同じように、土地利用、保険に関する都市計画も含めての問題でございますので、後ほど後の76番のところでご説明をさせていただきたいと考えています。

40番につきましては、これも総合土砂管理の推進等の問題でございますので、これも先ほどの8番、9番、それから37番、38番と同じような取り扱いということで報告書に盛り込

ませていただいくと考えてございます。

それから、41番、飛砂対策をとということでございまして、これにつきましては、25ページになりますが、25ページ(2)の総合的な土砂管理対策の推進のところでございますけれども、下線部を入れさせていただいています。「また」以下のところで飛砂対策の記述を追加させていただいているところがございます。

42番、「養浜」も入れてほしいということでございます。43番、44番につきましては、「離岸堤」という記述もということでございます。これはいずれも、記述につきましては、該当する部分に追加させていただくところでございます。

以上が12ページ(3)に関係するご意見の状況でございます。

次に、(4)に該当します45番の問題でございます。これも都市計画、土地利用、保険等の問題でございますので、後ほど75番のところでも扱わせていただきたいと思いますと考えています。

46番のご意見でございます。ページ数で申しますと16ページが該当する部分でございます。自然環境が失われようとしていても、そのこと自体が自然でありまして、人間がそのために手を加えないほうがよいのではないかというようなご意見であります。これに対しまして、全く手をつけないということではなくて、自然環境の保全と回復を図るために総合的な保全対策が必要。そのときに手を加えないということも選択肢としてあるかもわからないのですけれども、総合的な保全対策が必要であるという中で、必要な対応をすべきところは対応していくと考えているところでございます。また、その場合の対応の仕方につきましても、地域特性に応じた方法がとれるように検討を進めていく必要があるかということにつきましては、記載をさせていただいているところでございます。

47番につきましては、これは埋め立ての件でございますので、先ほどと同じような取り扱いをさせていただきたいと考えております。

48、49、50につきましては、これは同じご意見という形で仕分けをさせていただいています。海岸関係のアウトカム指標に関するご意見、砂浜の扱いについてのご意見であったと考えてございます。これにつきましては、検討会の中でもいろいろご議論があった結果として、現在、アウトカムの技術の限界等で砂浜を限定している。また、この海岸法をベースとしました当検討会の中で扱えるものとしまして、砂浜を環境の場のアウトカムとして扱うというご説明をさせていただいたところでございます。また、この部分につきましては、パブリックコメントをかける場合につきましても、わかりやすく、その点に誤解がないように資料を作成してかけるようにというご意見でございまして、冒頭でご説明させていただきましたように、資料を追加させていただいてパブリックコメントをかせさせていただきます。ですから、報告書の参考資料という形としてパブリックコメントで使いました資料につきましては、つけさせていただいて、そこら辺、誤解がないように対応させていただきたいと考えてございます。

また、今後につきましても、直接的な生態系の状況に関係しますアウトカム指標につきましては、27ページでございますが、アウトカム指標の改良というところでさらに取り入れていきたいと考えているところがございます。

次に、51の資料でございます。これにつきましては、アウトカム指標の設定についてのご意見でございます。これにつきましても、すべての生物が保護の対象にならなきゃならない。例示を挙げているものだけではおかしいのではないかというご意見だと思いますが、先ほど申しましたように、今回、アウトカム指標の一種の制限がございますので、この中で取り入れる

ものを使っているということでございます。そこら辺につきましては、アウトカム指標の選定の考え方等につきまして、参考資料に明示させていただきたいと考えてございます。

それから、52番につきましては、具体的環境保全の指標でございますので、これにつきましては、関係する部署にまた情報を流していきたいと考えています。

以上が(5)の提言に関しますご意見でございました。

次に、18ページの(6)の部分に関係するご意見でございます。53番でございますけれども、海岸へのアプローチが妨げられているというところでございます。そういうことも含めて、海岸が昔のまま残されているような状況について情報提供をすべきではないでしょうかというご意見でございまして、前段のアプローチが妨げられていることに関しましては、18ページの基本方針のところでございますけれども、必要に応じてアクセスが分断されることがないように配慮していきたいというような記述をさせていただいて、反映をさせていただいているところでございます。

また、情報提供につきましては、27ページでございますけれども、海岸に関する情報収集、提供、活用の推進というところで取り入れさせていただいていると考えてございます。

54番、55番でございますが、地域が、市民が親しまれる、地方が参画したアウトカム指標の設定へのご意見でございまして、これにつきましては、この部分のアウトカム指標そのものにその点を既に取り入れさせていただいていると考えてございます。

次に、56番でございます。これも同じように、地方の皆様が参画したアウトカム指標のご意見でございまして、特にバリアフリーのために自然海岸まで施設をつくるべきではない。バリアフリーを確保するために、その目的のために自然海岸で施設をつくるべきではないのかというご意見でございますが、どこでもバリアフリー化を図るという意味でここは記載しているわけではございませんで、海岸に防護施設をつくる必要がある際、必要に応じてバリアフリーの対応を考えさせていただいているところでございます。ちょっと内容の誤解等ございますので、このような考え方を示させていただいて、対応させていただきたいと考えてございます。

次に、57番でございます。「子ども」を追加ということでございます。これにつきましては、関係するところ、該当するところにつきまして、追加をさせていただいているところでございます。

58番につきましては、エネルギー対策、地震対策等海岸以外の施策のご提案でございますので、この場では取り扱わせていただくことはできないと考えてございます。

以上が第3章についてのご意見の状況でございます。

次に、第4章についてのご意見のご説明をさせていただきたいと思っております。59番、60番、61番のご意見でございます。施設によらない手法での取り組みということでございまして、24ページの4.1の(1)でございますが、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策の確立という中で、ソフト面の対策も合わせて講じていく必要については、既に取り組みをさせていただいていると考えてございます。

62番のご意見でございますが、一番下のほうに具体的な防災上の基準、具体的な基準が存在するのだと想像されましたが、そういうものはどうでしょうかというところございまして、所要の安全の定義につきまして、少し記載が十分ではなかった点があるかと考えていまして、戻って申しわけございませんが、6ページ目の脚注でございますが、所要の安全についてどう

いうふうに考えていくのかというところを、下線部に具体的な所要の安全の考え方について定義を追加させていただきました。これは築造基準からの記述をそのまま引用させていただいたところでございます。

63番から67番も同じでございます。これは総合的な土砂対策の推進に関するご意見であったと考えています。これにつきましては、25ページの(2)でございますが、海岸部に適切な土砂の供給を図れる総合的な土砂管理対策と連携した取り組みを進めるということで取り入れさせていただいていると考えてございます。

(3)の68、69につきましては、41番の飛砂対策のところでご説明申し上げましたけれども、新たに記述を追加させていただいているところでございます。

70番でございます。これは4.2の(1)、25ページの下のほうでございますが、表現の適正化を図らせていただきました。

26ページになります。71番の問題でございます。これは道路との関係を少し書かれていますが、例えば道路ということございまして、意識が海から離れていってしまっているというようなケースについてどうするのかということでございます。海岸に対する意識をどういうふうに啓蒙を図っていくのか、養成していくのか、保護していくのかというご意見だと考えています。26ページの(3)の一番後半部分でございますけれども、伝統的な活動空間の確保と地域環境の重要な要素となる施設整備のあり方の検討を通して海岸における地域固有の文化の形成を図ることによりまして、海岸に対する意識を地域の中でつくっていくという形で取り入れさせていただいているところでございます。

72番、安全性の確保のところでございます。これにつきましても、委員会の中でご議論がございまして、その結果としまして、安全な利用に配慮した海岸保全施設の整備に努めるという記載をさせていただいているところでございます。

73番につきましては、これも表現に対してのご意見ございまして、注釈を追加させて対応させていただいているところでございます。

それから、74番、75番でございます。ページ数字で27ページになります。干潟の保全についてのご意見でございます。これも委員会の中でいろいろ議論をしていただいた問題であろうかと考えています。少しこれも戻させていただきますが、16ページの環境に関しますアウトカムのところでございますが、基本方針の1行目のところ、「海岸は」の定義の中に、干潟も含めた海岸を提言させていただきまして、2番目のパラグラフに伴いますが、これらの干潟も含めた海岸の環境容量は有限であることから、これらのものに対しまして総合的な保全対策を進めていくことが必要であるというような記載をさせていただいております。また27ページに戻りますけれども、4.3の(1)の各種調査研究の充実の中でございますが、多種多様な海岸環境、それから周辺の生物環境へ与える影響を的確に評価する方法の確立に向けて調査研究を進めていく。また、砂浜だけではない、干潟に関しますアウトカムについてご議論いただきましたので、これらにつきましてはアウトカム指標の改良等につきまして図っていくということで、取り組みさせていただいているところでございます。

76から79でございます。これは前段のほうにも出てまいりました。土地利用、それから保険制度に関係する問題でございますが、これも検討会の中でいろいろご議論いただきました。27ページ、調査研究の充実の中段でございますが、土地利用の調整や保険制度等を含めたソフトの対策についても総合的な技術の調査研究、技術開発を進めていくということで、今後の

課題として取り組みさせていただいているところでございます。

80番につきましては、PFI、唐突にアルファベットが出てまいりますので、これにつきましては脚注に追加をさせていただいて、説明文を追加させていただいているところでございます。

81番でございますが、これは具体的な新工法のご提案をいただいておりますので、これも関連する部署にこの情報等を提供してまいりたいと考えているところでございます。

4.4その他、28ページでございますが、82番に既存ストックの最活用についてのご意見がございます。29ページになりますけれども、リサイクルユースの推進という記述を、ご意見を踏まえまして追加させていただいているところでございます。

83番、84番につきましては、具体的な予算とか、事業制度の拡充についてのご意見でございますので、具体の予算要求の場におきまして反映させていきたい。また、そういう担当者に伝えていきたいと考えてございます。

85番から89番につきましては、先ほどの途中でご説明申し上げたものとダブっている部分はかなりございますが、表現文に関してのご意見でございます。該当する部分につきましては、できるだけわかりやすくということで、脚注、それから表現ぶり等を少し詳しく追加させていただいたところでございます。

以上で該当する箇所につきまして、ちょっと長くなって申しわけございませんが、個々の概要、それから事務局としての考え方、報告書への反映の考え方をご説明させていただきました。

どうもありがとうございました。それらと一緒によく読み込まれて、取り入れるべきものは取り入れるように努力なされた、大変結構なことだと思います。

それと、ご討議に入る前に、当委員会の委員からご意見をいただいておりますので、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

いただいたご意見を読ませていただきたいと思います。検討会の全般的な内容は、改正前の津波、高潮、波浪等海岸を防御することに重点を置かれているような気がいたします。改正前の環境についてもっと取り上げていただきたい。地域の特性を生かした施設のあり方、例えば熱海でも、熱海港コースタルリゾート計画を実施し、文化の香る観光リゾート地の形成を掲げ、地域の特性を生かした整備を進めており、地域住民はもとより、観光客にも大変好評を得ております。市民や観光客のニーズに合った整備も必要と思っております」というご意見でございました。

これにつきましては、4-4の資料の20ページでございますが、アウトカム指標の(7)番のところでございます。2番目のパラグラフになりますが、「海岸が有している様々な機能を十分に活かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸・海域の利用を高める施設の整備を推進する」というような記述とか。

26ページの(3)のところでございますが、「また、」以下でございますけれども、「観光資源や健康増進の場となる等、まちづくりや地域づくりにおいても重要な空間である。この海岸の機能が施設と調和して、海岸の整備が地域の個性や文化の形成に資するものであることを基本に据える必要がある」というふうに反映させていただいているところでございます。

以上でございます。

どうもありがとうございました。今、説明がありました修正点なども含めまして、全体として今回の検討報告書に対しまして、ご意見等ございましたら、残り時間でもお願いしたいと思

ます。

埋立ての話が海岸法の所管外というふうに認識するのは、私はどうかと思っております、実際埋立てによって海岸線が改変されると、海岸保全区域の場所がそこでいいのかとか、そういった事実上の実務的な問題というのでも発生しているわけですね。

今回、埋立ての話で、いろんなご意見を多くいただいているが、非常にぼかした形で返してしまうというのは、あまり対応としてよくないのではないかと思うので、もしも埋立てのことをはっきり書かないのであれば、公有水面埋立法の中でどういうふうに海岸線を取り扱っているのかという側面と、海岸法の中で、海岸線が変化したときにどういうふうに法律の所管の中で対応しているかとかいうようなことを資料でつけていただくということをお願いしたいと思います。本文を直したほうがベターだと思いますけれども、一般の人から見て、海岸の話というのは、埋立てとか構造物という非常にわかりやすい現象として出てくるわけで、土砂収支みたいな話というのは、むしろ研究者の方とか、より知識のある方の認識なのです。だから、一般国民の方が読まれたときに、直感的に問題になるところをきちんと書いていただくというのがあるかと思います。以上です。

何かございますか。

参考資料の中でご指摘いただいた部分について、どのように反映できるかについては考えさせていただきたいと思います。

本文のほうにつきましては、先ほどから何回も繰り返しているようでございますけれども、当検討会の扱う範囲について、ご議論があった中での整理をさせていただいておりますので、参考資料のほうで対応できるように考えさせていただきます。

これはやっぱりいろんな法律が絡まってくるのです。例えば富山県などで、黒部川から砂利などが採取されます。そうしないとダムが埋まってしまう。それが海なんかを荒らしているというので、補償問題が起こっているわけです。そういった問題を考えていくと、いろんな法律が絡み合っているわけで、特に都市計画法などの適用があるものないもの、いろいろあるわけですね。そういう問題はやっぱり、ほんとうは全部総合的に取り上げるべきなのでしょうけれども、残念ながら、今の日本の法制度や行政のあり方というのはそうになっていないわけです。そこに根本的な問題があるということなので、これからもそういう問題を含めて、構造改革、行政改革をやっつけていかなければならないでしょう。非常に大きな問題です。

局所的にそこは海岸法の所管でないとすると、論理矛盾をどんどん起こしてくるから注意したほうがいいと思います。それを言いますと、この文章の中で、海岸法の範囲ではないのではないですかという話がどんどん出てきてしまうので、本丸のところは隠すというけはいが見えないほうがよくて、それはやっぱり今後、海岸の事業の中で対策していくときに、逆に書かれていないと、財務的な手当てもできないし、担当している人が認識していないというような逆の読まれ方もあるので、そのあたりは私も限界を承知しておりますけれども、いろんな意味で不誠実という言い方は申しわけないですけれども、あまり本丸を逃げないほうがいいのではないかと思います。

侵食の問題の関係だと、定量的には私、わかりませんけれども、埋立てが海岸侵食の原因になっているというケースは比較的少ないと思います。むしろそれよりは、25ページに(2)の総合的な土砂管理対策の推進等というのがあって、パブリックコメントでもこのところについてコメントがあるのですが、それに対して、事務局のお答えは、「海岸侵食は海岸部への土

砂の供給と流出のバランスが崩れる」と書いてあるのだけれども、むしろ「海岸での土砂の供給と流出のバランスが崩れる」という表現なのではないかと私は思います。つまり海岸の端から入ってきて端から出ていくだけではなくて、中でどう分配されるかということが局所的な侵食に効いてきますので、そういうことからすると、「海岸部への」というのは、海岸部といわば崖とか河川とか海谷とかというものに対して、収支だけを考えているように思いますけれども、中の分配というのも大事で、これに効いてくるのは、むしろ埋立てではないような気がするので、書くとなればもっと違う表現になってしまうような気がしますので、ここは私の提案としては、「海岸での土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって」というのが、現象から言うところでは正確ではないかという気がします。

その部分については、4ページのところで、現状認識のところでございますが、先生のご指摘のように、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡というような表現をさせていただいておりますので、ここの整合を少し計らせていただきたいと思いますと思っております。

さっきのコメントの中に、お互いに相反するものがありますよね。例えば国の直轄改良をもっと広げるというのもあるし、あまり中央集権はやるべきではないという意見もあるわけですね。それから財源についても、いろいろな注文があるわけですが、これは、政府の計画をつくるときにどう扱うかという問題だし、さっきおっしゃったように、毎年度予算で考えていくべき問題でしょうね。

具体のところの話になってまいりますし、時々財政状況も踏まえての検討もかかわってくるのかなというふうに思っておりますが、海岸としての国と地方の関係というのは、理念的なところでございますけれども、これは海岸法制とか、海岸保全基本方針等の流れも踏まえた上で、またこの検討会の中でも、かなりご議論された上で整理をさせていただきますので、一応そういう結果としてああいう表現になっているということでご了解を得たいと思っております。

先ほどの侵食の話で、私は、埋立てが侵食の原因だということではなくて、埋立てというのは、海岸線とか海岸の保全区域も含めて場所を変えてしまうことまで含むので、やっぱりキーワードとしてこの議論の中に入っているべきものだろうと思うということです。

もう一つお伺いしたいのですが、4ページの海岸にかかわる現状と課題の中で、下から2番目のパラグラフの「このような中で」という中で、土砂収支の話というのがすごく多いのですが、今、おっしゃった海岸の範囲でのフラックス、流れだとかそういうことというのも大事ではないかと思っております。さまざまな要因という中にくぐられてしまうのかもしれないのですが、せっかくいろんなご意見をいただいた中で、やっぱり構造物ができて侵食したとか堆砂が進んだとか、そういうことというのは、海岸に関係する方は皆さん感じていらっしゃるの、私はできたらここは構造物の設置というのも一つ入れるべきではないかと思っております。

これは行政的な文書ですから、いろいろな事情があるとは思っておりますけれども、やっぱり非常に学問的なところのマクロな話が多くて、一般の人にわかるような表現が少ないのではないかなと思います。だからできるだけ対応できる範囲でお願いできればと思います。

ちょっと私からも補足すると、先ほどの埋立ての部分に関する事務方の説明は、当局側が今ごろ気がついて何を言うのだということになっても調子が悪いのですが、気になったことごとくございまして、ご趣旨はよくわかりますので、事務方がそういう気になっているようですから直しますけれども、どういうふうにしたらいいか、よく議論した上で直してまいりたいと思いま

す。

埋立ての話は、今後やっぱり、海に戻すということをお考えの地域だとか海岸管理者の方もおられる中で、一度海から陸になってしまったところとか、そういう計画があるところをどうやってマネージしていくかというのは、ここ5年で近々に出てくることですね。ですから、できる範囲でご対応をお願いしたいと思います。以上です。

埋立てと言えは干拓の問題もあるでしょう。最近、実際事業としてはあまりないですけどもね。

埋立て自体についての考え方をここでもってきちっと述べるということが可能かどうかは、ちょっと問題があるところだと思うのですが、先ほどのような説明で、これは関係ありませんと言ってみたところで、埋立てを所管していますのは国土交通省の河川局であり、国土交通省の港湾局でありと、そういう面があって、ほかの面から見ると一体どうなっているのだという疑問は当然出てまいりますので、そのところはぴしっと説明しなければいけないと思います。

河川の埋立てというのもありますよね。

だから埋立ては海だけではないし、また實際上、土地を造成するのは干拓というやり方もありますね。

埋立ての中です。港湾は港湾局のほうですけども、それ以外の埋立ては、こっちで。

先ほど4ページ目のところの、「様々な要因」というところでございますが、参考資料の25ページのところに、もう少し詳しく、「広域的に顕在する海岸侵食」、どういものが原因になっているのかという例示を加えてございます。この部分につきましては、参考資料を添付させていただくということと、それから参考資料と本文との関係につきましては、先ほど一番初めにパブリックコメントをご説明するときに、ツリー図、階層図がございましたけれども、ああいうような形で、本文と該当する参考資料がどういう関係にあるかというのを改良した形で、参考資料の目次といいますが、つなぎ方のところを見ながら……。報告書については、分量の関係がございまして、まとまった、漠とした感じになっておりますが、参考資料を見ると、ということが起きているかというのが少しわかるような工夫はさせていただいている、そういう対応で、ご了解いただけたらと思います。

くどいようですが、構造物の建設という言い方は非常にソフトなギリギリのラインだと思いますので、個々の話でなくても、これで大きくくりできますから、まあ、その範囲でお願いします。

いろんな現象で言えば、例えば最近問題になっているタンカーですね。これが一発座礁したり衝突したりして油が流れると、決定的な打撃を受けるわけですね。そういう問題があると海岸再生は非常に大きな要因になるのですけれども、そういう問題はどうしますか。現に大島で起きている事件の問題が残っていますね。

いつもそういうのは結構大変ですね。

油による汚染問題。

そのあたりのことは書いてあるのでしたっけ。そういった外的な要因。

非常に偶発的、人為的な要因なのではないかな。

計画とすれば、どうするかということもなかなか書きにくいのですよね。なくすとすると、タンカーは一帯のところを通さないというのが一番徹底しているのじゃないけれども、そんなことがなかなかできそうもないし。

我々のところは、津波が非常に心配なところでございます、赤潮も心配ですけれども。海岸の保全とか生命の安全ということを考えますと、すぐ海岸に接しております漁港関連等もありますし、道路もありますね。そこを、どうやって市民を安全な場所に避難させるか、これは我々市民から見たら大変な関心事です。ですから私は、近くの国道に海岸にあるところに陸橋をかけてくれと。それも幅広い橋をかけてくれということを整備局のほうにお願いしているのです。そうしますと、防潮堤があって、5.5メートルの、うちのほうはチリ地震ですから、そこを越えて徒歩で逃げる、ゼロメートルですから、ビルとか何かがあればいいですけれども、ないところは、すぐ国道に出ますと、もうそこに車が通るとしますし、安全な場所に逃げるためには、その国道を横断するところに陸橋をかけて、少し高めにして、幅広くつくって一時避難をするということを市民に言うと、非常にわかりやすい。高いところまで逃げるまでに一時避難をする。そういう両方の価値がある。そこら辺が、海岸法という法律がありますけれども、隣接という関連道、いろいろありますから、そういうところに津波の常襲地帯の住民がわかりやすいような説明があれば非常にいいのですけれども。

これはいわゆる平常時といいますか、状態の変化がない場合に、いろんな事態を前提にしているわけです。そういう災害とか、今、おっしゃった防災とか、そういうのは災害対策基本法なり、そちらのほうの問題なのかもしれませんけれども、要するに防災のための事業というのはどこにもないのです。今度、羽田の一部、川向こうの川崎のところにも今、防災基地をつくろうと、これも新しい事業として、予算をつけるという話があるのですけれども。

何かそういうものを認識して、例えば道の駅というのが海岸にたくさんありますから、そういうところでインフォメーションをするとか、いろんな提携があると思います。道路局と河川局と連携さえすれば、リンクするところがたくさんありますので。そういう点の説明があれば、地域の人たちは、非常に親近感を持って、法律に親しみを覚えると思います。

ちょっと今のことにも関連しますけれども、例えばここの中で保全、言うならば防護の部分が強くこのコメントの中にも出ております。強過ぎるとか、防護が優先しているとか、いろんな話がありますけれども、私は必ずしもそうは思わないですけれども、ここの現状と課題の中にも、気象条件とかいろいろなことが書いてあるのですけれども、最近、非常に気象条件、例えば台風なんかでも、今年は、あまり行かなかったような三陸のほうにも行っているとか、あるいは温暖化で水位が上がるとか、いろいろなことがあるような中での話も、やっぱりあると思います、地震の問題も含めて。そういうときに、そこら辺、今、言われるハードの部分とソフトの部分が、うまく皆さんにわかるように、ほんとにこれでいいのかなということをちょっと私、思っているわけです。ハードの部分、ソフトの部分も含めて、皆さんにほんとに必要な部分がわかってもらっているのかなと。私どもはこれを見るとわかるとか、あるいはここにいらっしゃる方はほとんどわかられていると思いますけれども、一般の人なりが、これを見てほんとうに十分に理解できるのかな、海岸なんていうのは、ちゃんとできているのではないとか、そういうふうになんか安易に考えられていて、そういうふうな危険にさらされたところというのは、全国にいっぱいあるわけでしょう。そういうところがほんとに皆さんに理解できるのかなというのは、ちょっと私、これを読ませてもらって思っていたことです。いろいろコメントとか、両方見せていただいて、感じとしてそういうふうになりました。

今度の大島のタンカーなんかは、相当前に座礁しているわけですね。ああいう事態を予想した一部規定は海岸法にあるのですけれども、だれが金を負担して、どういう形でやるとかとい

うことになったら何もないわけです。実際にああいう事件が起こると、もう少し早くあれを撤去していれば、あんな事件は起こらなかつただろうと言われているのですけれども、あの船はまた非常に経歴がやっかいな船らしくて、そう簡単にはいかない。日本国籍ではっきりしているのならいいのですけれども。だから、ああいう事態が起こった場合、やっぱり国も出ていく必要があるのではないですかね。

そうですね。考えなければいかん新しい問題です。オイルのときに国内的にはいろいろ再整理いたしましたけれども、何かあれば答えることはできますか。それはおっしゃるとおりだと思います。ほったらかしておける問題ではないですね。

あの船が座礁してから、相当私どもも注意して情報収集に当たって。ちょっと今、記憶がさだかではないですけれども、あの船の場合、荷主だったか船主だったかが、ちゃんと対応するというで動いておりましたので、私どもとしては、正直言って安心していたところがあるのです。そういう状況でございます。

縦割り行政とよく言われますが、これはある意味で役割分担なのです。その役割分担が縦割りで、ぎすぎすしているところがあるから、住民から批判をたくさん受けているわけですが、縦割り行政というのは、ある意味でそれはそれで責任をきちんと果たすためのシステムなのです。ああいう海岸に船があったという問題について、海岸の行政の中で何ができるかと言うと、海岸保全上どういう問題があつて、それに対して、海岸管理者として何をなすべきかというようなことを、やっぱり中央省庁で議論する必要があると思います。その中で、今後に向けてああいうことが起こった場合には、今まであんまり議論しなかつたわけです、管理者のほうで。

一生懸命海洋生物の保護をやっていても、あれが一発起こると、もう台無しになるのです。そういうのをどう考えていくか。広い意味で一種の危機管理の問題かもしれませんね。

座長、ちょっとさっき言いませんでしたけれども、CCZというのがあります。それには道路局もみんな入りまして、委員会をつくりまして、そういうものについては横の連携をやっております。ただ、普通の一般市民からいくと、海岸というのは、やっぱり津波とか高潮というのが一番心配な焦点ですけれども。その際、安全に避難するという場合に、海岸の中で、ここまで海岸だからいいのだというような考え方もあるかもしれませんけれども、しかし、次のところまで踏まえた何か説明責任があるのではないかなというのが、我々、地域住民の声だと思います。

そこまで説明責任があるということですね。それは、住民に一番近い市町村長さんに直に来るわけですよ。今度、自然海岸も全部そういう形に管理できるようになったわけですからね。

先ほどから話題になっております防災体制のところでございますけれども、わかりやすくなっているのかということにつきましては、やはりもう一度検討しなければいけないかなと思っておりますけれども、24ページの「具体的には」というところで書いてございますが、私どもの考え方として、「海岸保全施設に関する基礎的情報の蓄積・開示、津波・高潮ハザードマップの作成支援」、マニュアルをつくるための勉強会をスタートさせておりますけれども、少なくとも海岸管理者が自分の持っている構造物を評価して、どういうふうな浸水が起きますというところまでは責任を持って情報提供すべきだと思っております。その後、海岸なんかでの情報体制が、先ほどありました電動で動かすようなものをつくるとともに、防災情報を提供する、これは陸前高田のほうでは、たしかやられていたと思います。そういう整備とか、海岸管理者で

関与できる部分、また協力する部分、最後にはやはり、関係地方公共団体と協力してと、この中には当然ほかの施設の管理者、海岸の関係するところはもちろんでございますけれども、河川、または付近にある道路とかも、今年度新規に事業化というか、メニューを追加したのですけれども、近くにある道路と海岸堤防の管理用の通路をうまくつないでおけば、避難にも使える、また災害復旧のときも早くできるとか、そういう連携というようなものを強化することは具体的にやっておりますので、もう少し文章を練らなければいけませんけれども、その辺の広がりを読めないようでしたら、その辺はまた修正をしたいと思っております。

参考資料の14ページには、今、申しました防災ステーションとか、この辺につきましての概念を図示したもので、今やっている施策等も入れておりますので、この辺と合わせて、今、ご議論のあったことをはっきりしていきたいと思っております。

また、油の汚染の問題につきましては、確かに今、パッと見ましても、それを念頭に置いた記述は書いてございませんので、この辺につきまして、少し検討させていただいて。

どういう言い方をするか、難しいでしょう。

ただ、ナホトカ号の問題とか、ありましたので。

福井でもありましたね。

また、大島でも今、あるわけでございますので、海岸管理者として、ああいうものについて、先ほど局長も言いましたように、海岸保全施設に悪影響があるというような場合には積極的に出なければいけませんし、また、油の除去等に当たっても、自分の管理している区域の話でございますから、関与していくのは当然でございますので、この辺のところも、少し整理をさせていただきたいと思います。

でも、広域・総合的な視点からの取り組みというのは、別に海岸法の枠を少し越えたっていい問題をここで扱ってもいいのではないですか。さっきの埋立てなんかも、やっぱりそういう問題もあるから、総合的にやりましょうという話でしょうからね。

海岸管理者ができることと、と言って、海岸で起きること、また海岸が関係するようなことについて、やはり情報提供なり、連携という言葉が今、ありますけれども、そういう仕分けをびしっとして書かないと、法律の問題はいろいろありますけれども、その辺の頭の整理をきちっとして、検討させていただきたいと思います。

今回の防災というのは、突発的な高潮・津波というのを想定していらっしゃると思いますけれども、海岸事業で非常に深刻なのは、数年とか数十年という単位で、背後地の災害リスクが上がっていくような海岸侵食だとか、そういった現象だと思います。最近でも、例えば阿字ヶ浦とか鴨川だとか、そういうところで、構造物が建設されることによって土砂環境が変わってと思われるような現象で、背後地のリスクが増してしまったということがあつたわけです。それだけではなくて、海岸保全施設がひっくり返ってしまっている場所だとか、そういったむしろ海岸事業としてメインに取り扱っているところに関しての構造物なり改変なりの関係性というのが、今回マスクされているような気がしまして、なかなかお立場的に書きにくいことだとは思っておりますけれども、確実にリスクを上げているのです。だからそういった点で、事務局との議論の中で、何か今後の研究課題とかというような話に入っているということではあつたのですけれども、むしろ防災の中で、背後地にそういった危険性を増大するようなおそれがあるときには、関係する市町村さんとか、近隣住民の方にあらかじめ意思決定の前に通告しておくことが必要なのだと思います。それでもなお、リスクが大きくてもつくるという選択ももち

るんあり得るわけですが、それはぜひお願いしたいと思います。特に市町村さんは、寝耳に水だったような状況が結構あるのです。だから情報の周知という中で、環境教育とか、そういうソフトの話だけではなくて、おそらくあそこにこれができるとおたくの海水浴場はちょっと難しいのではないかとか、そういうこともやっぱり行政の責任としてお願いしたいと思います。構造物だけではなくて、もう一つの砂利の問題があって、砂利採取の許可というのは、海岸管理者が関係できないところで、沖とか、河口とかそういうところでとられてしまうのですけれども、近年やっぱり海水浴場の沖で、砂利を取ったために、流れが変わったとか、旧深になったとかいうことで利用者のリスクが上がってしまっている場所というのが結構あるのです。だからそういった点で、土砂管理の中で、幾つかのキーワードとして入っているのだと思いますけれども、そういう突発でない災害リスクの増大への対応というのも、どこか一部入れていただけたらと思っています。

海岸利用という箇所について、及びパブリックコメントの海岸保全の部分について、事務局の返答はP 26 第4章 4 - 2 (4) 海岸利用のルールづくりという箇所に記されています。実際、海水浴場や海岸を利用する期間はウェットスーツの開発によって、7月・8月の夏期における利用という既成概念はもはやなく、3月から12月の約9カ月間もの入水期間があり、海岸線における遊歩道などの利用を含めると、ほぼ一年中になります。

その安全管理について、7月・8月の海水浴場開設期間であれば、監視・救助員が常駐し、その人々の生命が守られている。しかし、これ以外の期間になれば、これらの有資格者であるライフセーバーらが常駐することはなく、然らば警察・消防が巡回パトロールをして水難事故を防ぐシステムで行動しているかと思えば、その任にあらずか、そこは海岸保安庁管轄にあるかと聞けば、まずは、海岸まで入れないし、またそこまでの任務であるかを問えることはできない。したがって、夏期以外の監視・救助業務がない限り、その海岸利用者に対する安全管理は不十分であり、このような責任は誰がとるかなど、諸外国にみるライフガードという公務員が年間を通じて安全管理をしているシステムは必須でありましょう。そのシステムが構築されれば、つまり多くの方々を守られるのではなく、自分のいのちは自分で守ることの理念が、海で囲まれた島国日本の国民に有してもらおう環境がほしい。

具体的に言えば、2002年より新学習指導要領における水辺教育導入などを始めとする海洋教育充実なる状況を考えれば、ここで書かれている「安全、保全、施設」の言葉だけでなく、教育的観点からの言葉があってもいいと思いますが如何でしょうか。

では、私のほうから申し上げます。

河川のほうの、これは先生はご存じですが、川というものが、昔は子どもがよく遊んで、私なんかも、海へ半分、川へ半分、子どものころには行きましたけれども、私より下の年代になってくると、川とか海で遊ばなくなったのですね。危ないということで、プールだ云々で遊ぶということがございました。

一方では、河川的环境というものに対して、今までは川というものに私たちも安全とか治水、利水という面だけ見ておりましたけれども、それだけではいけないだろう。治水、利水、環境の3本で考えなければいけない。こういうふうに変え方が変化していったのですね。その中で、川の利用だとか、川における子どもの教育だとか、そういった面に私たち自身も着目するようになって、実は文部省と連携しまして、随分そういうことをやり始めたら、文部省がほんとうに力を入れまして、やってきているのです。そういう見方をすると、海岸についても同じ

ようなベースの考え方があって、海岸の行政を変化させてきていますので、おっしゃるように文部省などとも連携しながら、救助という問題まで丸ごと保全というのに入れるかどうかという、そこはちょっとございますけれども、ただ、大事な話で、人間がそこでもって安全に環境を享受するという大事な面もございますから、そのときに人の命が危ないでは話になりませんので、そういう意味で、おっしゃるような方向でどうかかわるかについては、事務局で検討いたします。

今、利用の話がありましたけれども、先ほどのご意見は、ちょっと抽象的で、どういうふうにするというのか、ちょっとよくわからないのですけれども、どういう趣旨なのですか。

先ほどのご意見は、前々からこの検討会の中でも、熱海は観光地ということでございまして、そういう海岸づくりの中で地域づくりにも配慮したというか、そういう意味でのご意見だというふうに承ってございまして、それにつきましては、先ほどご説明させていただいた部分に、地域づくりとの関連みたいな形で記載させていただいているというふうに考えています。

それから先ほどの安全の面でございますけれども、20ページのところに、レジャー、スポーツ、自然体験等のアウトカム指標の説明をさせていただいているのですけれども、当然海岸という場の中で、体験活動、学習活動を通じながら、環境、安全、自然というものを学習していくという効用といいますか、そういう場としての利用、海というものはこの部分で考えさせていただいておりますし、アウトカム指標としまして、自然体験とか、環境教育を実施されている箇所がどういうふうが増えてきているのかというあたりも、この中で取り入れさせていただいているというふうにご覧いただいております。

教育との連携みたいな話とかね。

これはこれ自体が政府の計画ではないのですけれどもね。そういった意味でも、少し幅広く書いてもいいのかもしれないという気がしてきているのです。それを問うかどうかは、政府のご判断に任せるほうがいいかもしれません。

全体のところ、20ページで具体的に話題になった26ページ海岸利用のルールづくりのあたりも、今のご議論を踏まえると、こちらのほうにも特記しておかないと全体的な印象もあれだと思っておりますので、その辺……。

遅れてまいりまして申しわけございませんでした。

貴重なコメントがいろいろ出ていて、数の多さ、少なさよりも、非常に皆さん真剣に書いていただいて、私は非常によかったのではないかと思います。

4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点は、最初の各パブリックコメントの意見に対して、比較的役所的対応という大変申しわけないけれども、文章がいろいろ並んでいるのですが、この意見自体は公表されるのでしょうか。

先ほど申し上げましたけれども、今度お配りしました資料につきましては、委員会の資料として公表をいたします。ただ、冒頭、説明申し上げましたけれども、全体で200近くのご意見があったのですけれども、このうち、時間の都合で報告書と同じ内容のご意見につきましては、説明を割愛させていただいております。それ以外について、ご説明してご了解いただきたいものについてまとめたものを今回の資料として出しております。その部分について、きょう、ご説明させていただいた資料として公表になるということでございます。こういう形で公表になる。

このままになるのですか。対応の文字も含めて。

それも含めてです。この委員会の資料としてということでございます。

それは非常にいいと思います。私どもも今、いろいろ調査をやっているのですが、調査をした方からすごいいろいろなコメントがございまして、それに対する対応がわからないというのは非常に問題があります。今、大学の先生方、皆さん直接関係ないかもしれないけれども、COEという、日本を代表する学問分野の大学がどこかというのをやっけていまして、その評価結果に対していろいろな意見が出ております。ですから、プロセスを公表しないと、多分もたない。意見を集めただけで終わるといのは多分あり得ないので、今のは非常にいいと思います。

ただ、対応の言葉が、これはお役所の宿命で、言質をとられないということで、ここに含めているという、これを読むと、書いた方々は、これは一体何なのだろうと、逆に、ここに含められている「など」に入っていると、そういう意見に逆になるので、私の提案としては、1番目は今の話でわかったのですが、具体的にそれに対する対応について、もう少し、責任をとるかどうかは別として、例示でもいいから書いておかないと、これは、ここの文章に入っているとすべ入ってしまうということになりかねないので、何かもう少し言葉を補っていただいたほうがいいのではないかと。あるいは、参考資料で、ここにいろいろ図面も出ておりますけれども、参考資料が今回はございますが、例えばそういう形で対応したいとか、もう少し具体的なフォローをしないと、聞いているほうは多分、自分の回答に対して、まさにのれんに腕押しという感じで、せっかくやっても、むしろネガティブにとらえられるのではないかと。ですから、例示としてこれをやるというわけではないけれども、例えばそういうことが考えられるということを少し書かれたらいいのではないかと思います。

特に研究開発でやるというのが非常に多くて、もう一つハード・ソフトで対応という、今、ここの議論で出ていた点ですが、これはほとんどそれになっていますね。具体的にどうするかということがほとんどわからないので、私としては、そこに含めていただいたらいいのではないかと。

例えば例示的に申しますと、これはむしろ24ページに書いていただいたほうがいいのだけれども、下のほうに先ほどのハード・ソフトについても、関連機関と協議するとか、公共団体と協議すると書いてありますけれども、先ほどあちらの自治体の長の方のお話にもあったけれども、そういうことを要請するということはあるわけですね。先ほど局長が言われたけれども、じゃ、その、シャッターを閉めるかどうかということまではやるけれども、あとはどうするかという、それは逆に言うと、首長さんはそのときは道路局に言って国道をとめればいいわけです、極端に言うと。それで警察に言ってそういう対応するというようなことが多分必要なのですね。だから、ここではそういう話を、協議する、要請するというものをもう少し具体的に書かれたほうがいいのではないですか、今、局長が言われたようなことを。

それからNPOが今、非常に重要になってまいりまして、先ほどもライフセービングの話もありましたけれども、そういうところと協議すると、あまり書いていませんよね。ですから、防災の問題だけではなくて、むしろそういう官だけでやるという発想はもうやめて、NPOをどういうふうに使って協議していくか。こういうときにはこういう手順でやりましょうと。こういうときにはこういう協力を得たいとか、そういうことをもう少し書かれたらどうでしょうかという気がいたしますけれども、いかがでございますか。

それから3点目は、これはもうちょっと本質的な問題ですが、アウトカム指標について少し

コメントがございまして、これに対して非常に批判的な方もあると。私はここでも申し上げましたけれども、数値目標自体について、例えば安全度の定義一つにしても、非常に難しい問題があって、これを一律に決めるのは難しい。今は自治体が決めているということで、前回、局長からも率直なご意見をいただいて、私も非常にそれに感銘したのですが。目標自体を見直すということを書かれたほうがいいのではないかと。例えば28ページなんか、これから研究開発しますということばかり書いてあるのではなくて、目標の項目も今後足していく可能性も、あるいは数値も見直す可能性があるようなことを書かないと、これで各省庁協議して、この〇とかのところに入力していかれるわけですね、これから、基本的には、そういうことですね。だけどそれを約束したというふうにならない、むしろここはフィードバックで、ローリングして、変えていくようなことを今回の基本中期計画のやり方としては、ここで意見を聞いて全部決めるのではなくて、将来に向けてそういう見直しを適宜行うとか、そういうことを加えられたほうがいいのではないかと思います。このままでいくと、例えば技術開発なり、いろんな環境研究をした結果が取り入れられないで、次の見直しまでそのまま行くということになると思いますので、例えばそういうのはどうか。

最後ですけれども、全体的に、28ページ目のところに、例えば下から2行目のコストの最小化を図るということを書いているのですが、これは、多分きょうここにご出席の官側の大半は技術者だから、コストの最小化というのは、施設のコストの最小化というイメージでとらえられていると思うのだけれども、ほんとうで言うと、社会的なコストベネフィットで便益を増やすというのが本来この研究の中期目標なり、計画の目標なのですね。それは、NPOの方の力を借り、あるいは施設のコストを最小にすることがほんとうにいいのかどうかというのは非常に疑問なのです。だからもうちょっとこの部分を、書くとしたら、やはり費用対効果を考えて、単に老朽化のことを考えて構造物を安くつくればいいということではなくて、全体的に今、掲げている海岸の基本法でも言っているような目標に対して、どうやって費用対効果を考えて、全体の効用を上げていくかという書きぶりにされたほうがいいのではないかと。

でない、技術的に安いものをつくれればいいというニュアンスがあまりにも強くて、要するに安ければいいというものでは全然ない。むしろ民間の力を使えばもっといいものができる可能性も非常にあると思います。そういうニュアンスがほとんど感じられないのです。それをぜひ入れていただきたいと思います。特に私の強調したいのは、事業の見直しも、ここにも「個別事業の実施に当たっては客観的な指標により事業評価を行う」というふうに書いてあるのだけれども、一番ポイントのところは、むしろ事業評価の内容というのは、やはり費用対効果ということを明確に書かれたほうがいい。ですから、決して費用だけを見るわけではないということも銘記されたほうが私はいいと思います。そして、手段体系自体も、官の施設だけではやらないということを書かれないと、やはりなかなかこの計画としてはもたないのではないかと気がいたしますが、いかがでしょうか。

「建築廃材の発生を抑制し、環境負荷の低減に努めて……」何か、ここだけやけに具体的に、コンクリートの建設材料の不要になったのを生かしていくというのは、技術者としてのお気持ちには非常によくわかるのだけれども、そこでコストを下げるというよりは、もうちょっとトータルコストを下げる、トータルのベネフィットを増やしていくというのだったら、NPOの形をうまく活用したほうが、施設でコストを下げるというよりは、そっちのほうがずっといいかもしれないですね。ですから、ハード・ソフトと限って、ソフトの部分がもう少し具体的にお

書きいただければ、以上4点です。

1点目の表現の部分につきましては、耳の痛いところをごさいますて、できるだけやわらかく書いたつもりでございますが、正確性のほうも必要だということで、こういうような形になっております。例示も含めてどういう形でわかりやすく表現するかということについては、特に対処方針のほうでございますけれども、一覧表の中でどういうふうに答えるかというものでございますが、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それからNPOの方々との関係でございますけれども、これは、地域との連携ということで、手続面だけではなくて、ともに手を携えてやっていかないと、この海岸づくりというものはできないということで、そういう基本的な考え方として入れさせていただいているところですけども。

それは非常にいいと思うのですけれども、多分地域だけではだめだと思います。例えばNPOというのは全国組織もあるし、地球環境の問題とか、環境問題というのは、むしろグローバルな問題とつながっているんで、地域にそういう代表者がいない場合が多いわけなんです。だから地域という言葉でくる、地域はもちろん重要なだけけれども……。

地域だけではなくて、当然中には、地域やNPO等という形で併記させていただいていますので。

そうですね。むしろ積極的にそういう言葉を全部入れていったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

地域ということがあまり強調されると……、地域だけで解決できない問題のほうが大きいのではないのでしょうか。

大体該当する部分については、一応本文のほうでございますけれども、「地域住民やNPO等」という形で、標題のところは地域という形で代表させていただいていますけれども、入れさせていただいているつもりでございます。例えば26ページ……。

例えば防災のところは、防災活動のハザードマップ、24ページ目のほうですけども、地方公共団体と協力してというのはどうですか、そこは、NPOというのは全然入ってないですよ。

地域防災という形でいきますと、一義的にまず市町村、地方公共団体の方々が責任を持つという点もございまして、そういう形で例示させていただいております。

例えば国境を越えた医師団ってご存じですよ。神戸の大震災のときも、そちらのほうで早く活動に入って住民を助けているわけです。だから、やっぱりその地域だけにとらわれていたら、多分そういう緊急事態のときにどういうふうに考えていくかというのはそんなに単純ではなくて、やはりもうちょっと広げられたほうが、地域がやればすべてうまくいくというものでもないのではないですか。多分、実際NPOというのは、むしろローカルではないところでいろいろ研究活動をされていたりして、そちらのほうに……。

大体時間がきましたので、関連してご発言があるそうですので、どうぞ。

簡単に言います。関連ではないのですが、離岸堤、潜堤、人工リーフというような表現が何カ所にもあるのですが、潜堤と人工リーフの差というのは明確に区別されているのかどうかということで、そういう質問が出るぐらいなので、離岸堤、潜堤、人工リーフというのがわかるように参考資料に、これはこういうものですよというのを入れておいたほうがいいのではないかというのが1点。

もう1点は、アウトカム指標で、これは多分に指標になるようなアウトカムを並べたという側面がどうしてもあると思うのです。ですから、これがゲームのルールみたいなもので、この指標だけ増やせばいいということになると、必ずしも海岸がよくなるとは限らないし、むしろ悪くなるという可能性だってなきにしもあらずで、それは実は、これを考えながら総合的に海岸保全をやっていくのでよくなるという面があると思いますから、この指標を大きくしたらば、どういふふうによくなるのかというのを、参考文献に入れておいたらどうかというふうに思います。アウトカム指標でそれぞれ分類されたものがありますね。これを大きくして、前に比べてどういふいい海岸になるのかということ、ほぼ参考文献にも入っていると思うのだけれども、編集の仕方をちょっと変えて、これを大きくしたときにこういふ海岸になりますといういふ対応ができるようにして、だからこのアウトカム指標というのには意味がありますといういふ方をしたほうがわかりやすいのではないかと思います。以上です。

そろそろ時間がまいりまして、まだまだご意見をおっしゃりたい方がたくさんおありだと思いますけれども、次のご予定がおありの先生もいらっしゃることなので、きょうの議論はこれぐらいにしたいと思いますけれども。

きょうのご意見を反映して、なるべく取り入れるべきものは取り入れて修正していただくという形にして、最後はご一任いただくわけですけれども、時間が足りなくて、きょう言えなかったという先生がいらっしゃいましたら、なるべく早く事務局のほうにご連絡いただいて、そういうのを含めて、全体としてもう一遍補充していくというようなことにいたしましょうか。

ちょっとご説明が途中だったところもございます。それにつきましては、また個別にでもご議論させていただきたいと思っておりますけれども。

どうも途中でちょん切るようで大変申しわけないのですけれども。

ちょっとすみません、一言だけ。

大変申しわけございません。すぐ席を立たなければならぬのですが、ほんとうにきょうに至っても、ここまで来たのだから、まあ、いいかということではなくて、ほんとうに真剣に内容についてご審議いただき、大変貴重なご意見をいただきました。今、座長からお話がございましたように、おそらくまだまだ言い足りない点もあるのだと思います。事務局も一生懸命そういった点について、個別に伺いながら、座長とご相談しながら、最終にもっていきたいと思っております。

いずれにしても、これが間もなくまとまりますので、今後のまさに中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方、来年はこれを重点化計画という形でまとめていくことになりませんが、そういったことに向けて一生懸命がんばってまいりたいと思っております。ほんとうにご審議ありがとうございました。

きょうは、事実上最後のあれになるので、事務局のほうにそれではお渡しします。

どうもありがとうございました。

今、座長よりご指示いただきましたように、ちょっと時間の関係で、まだご意見をいただけない方についてはいただきますし、また個別の議論で、ここで意見交換できませんでしたので、それにつきましては、直接お伺いしてお話を確認しながら、全体としては座長さんにご相談して進めていきたいと思っております。

今後、この資料につきまして、先ほどのいふような形で進めさせていただきますし、また議事録につきましても別途作成して、これもご相談をさせていただきますので、よろしくお願ひいた

します。

4回という中で、皆さんお忙しい中で、委員会のご審議に参加していただきまして、ありがとうございました。事前にお送りする資料等不十分な点もあったりして申しわけございませんでした。ほんとうにありがとうございました。

きょうは、大変長時間、貴重なご意見をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

ご意見がございましたらどうぞお出しになってください。もちろんいつまでもただらやっているわけにはいきませんから、どこかでまとめるということを念頭をお願いいたします。

了